

国民健康保険税の納付時期です

国 税 務 課 ☎ 8 2 - 2 0 7 0 (市民税係) 市民課 ☎ 8 2 - 6 6 9 0 (国保年金係)

必要なときに 必要なひとが 医療を受けられるように。

◎ 教えて！国保税

納税義務者は「世帯主」です

被保険者が個別に納めるのではなく、世帯分をまとめて世帯主が納めます。世帯主が国保に未加入でも、家族に1人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

所得が一定基準以下の場合、国保税が減額されます

前年度の合計所得金額が一定基準以下の場合、平等割額と均等割額が減額（7割・5割・2割）されます。
※所得申告をされていない場合は、減額されません。

国民健康保険（以下国保）は、病気やけがのときに安心して医療を受けられるように、加入者のみなさんが国保税を出し合い、お互いに助け合う医療保険制度です。
現在、市民の約20%が国保に加入しています。主な財源は加入者のみなさんからの国保税のほか、国・県・市の負担金などです。
近年、1人当たりの医療費が年々増加しており、厳しい財政状況が続いています。
市は国の財政支援や国民健康保険財政調整基金などの財源を有効に活用し、国保税の大幅な引き上げを抑制していますが、国保税の納付について、今後みなさんのご理解とご協力をお願いします。

令和4年度の国民健康保険税より未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前にある被保険者）の均等割額を2分の1減額します。なお、低所得世帯における軽減措置が適用されている世帯の未就学児は、当該軽減措置適用後の均等割額を2分の1減額します。

令和3年度の1人当たりの医療費
44万5千円
(令和2年度比2.6%増)

令和3年度に市の国保会計から医療機関などに支払った医療費
48億7,439万円

市では、特定健康診査・特定保健指導の実施や人間ドック受診料の助成など、病気を予防・早期発見し、重症化を抑える健康づくりを進めています。



* 令和4年度の税率 *

項目	課税の基礎		税率		
			医療給付費分	後期高齢者等支援金分	介護納付金分
所得割	所得に応じて計算 〔前年の総所得金額等－以下の基礎控除〕×税率		8.0%	2.55%	2.75%
	前年の合計所得金額	基礎控除			
	2,400万円以下	43万円			
	2,400万円超～2,450万円以下	29万円			
	2,450万円超～2,500万円以下	15万円			
	2,500万円超～	なし			
均等割	加入者数に応じて計算 加入者数×税額		27,100円	8,500円	11,800円
平等割	1世帯あたり		20,600円	6,500円	6,100円
課税限度額			650,000円	200,000円	170,000円

減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税・介護保険料の減免について

■対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる以下の世帯
〈国税税〉(ア) から (ウ) までの全てに該当する世帯
〈介護保険料〉(ア) および (ウ) に該当する世帯

- (ア) 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかの減少額が前年の額の10分の3以上
(イ) 前年所得の合計額が1千万円以下
(ウ) 減少が見込まれる事業収入等の所得を除いた前年の所得の合計額が400万円以下

■減免対象

令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に納期限が設定されている税・料

■申請に必要な書類

①減免を希望する税・料の減免申請書②前年の収入・所得が分かる書類※国民健康保険税は、世帯全員各自の前年所得が分かる書類③収入が減少する見込額が分かる書類④診断書など
※申請書はホームページに掲載しています。

■申請窓口 担当課または各支所窓口

・国民健康保険税について / 税務課 (本庁舎内)
・介護保険料について / 介護保険課 (本庁第2庁舎内)

■申請期限

令和5年3月31日(金)まで
期限を過ぎると減免の申請ができなくなりますので注意してください。

軽減

会社の倒産・解雇などにより離職し、雇用保険の受給資格がある人が国保に加入した場合は国保税が軽減されます 要申請

■対象者

- 次の①・②のいずれにも該当する人。
- ①雇用保険受給資格者証の「離職理由」が解雇・雇い止めなどの理由に該当している
 - ②失業時点で65歳未満である

■軽減額

失業した人の前年度所得のうち給与所得を100分の30とみなして計算します。

■軽減期間

離職日の翌日～翌年度末

納付

便利な口座振替、コンビニ納付、クレジット納付をご利用ください

■年金からの天引き

対象世帯は、世帯主の年金からその世帯の国民健康保険税が天引きとなります。ただし、申し出により口座振替による納付に変更することができます。

■クレジットカードによる納付

「丹波市税納付サイト」にアクセスし、納付書に記載されている納付番号・確認番号・クレジットカード情報を入力してください。

丹波市税納付サイト



■口座振替が便利です

金融機関などの指定口座から納期ごとに自動振替によって納付できる方法です。口座振替を希望する金融機関で手続きをしてください。

■納付書による現金納付

納付書に記載された金融機関、またはコンビニエンスストアで納付できます。

■スマートフォンを利用したアプリ決済

「LINE Pay」「PayPay」「auPay」「PayB」「楽天銀行アプリ」「ゆうちょ Pay」「J-CoinPay」が利用できます。

市民税・県民税（普通徴収）および国民健康保険税の1期の納期は
6月30日（木）です